

ロ 本店又は取引所取引店が所在するいずれかの国において登録等を受けていないとき。

ハ いずれかの取引所取引店において取引所取引と同種類の取引に係る業務を政令で定める期間以上継続して行っていない者であるとき（政令で定める場合に該当するときを除く。）。

二 いずれかの取引所取引店がその所在する国の外国金融商品取引市場開設者（当該国において第八条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けたものに限る。第三号において同じ。）に加入していないとき。

ホ 前条第一項第二号に規定する資本金の額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない法人であるとき。

ヘ 純財産額がホに規定する金額に満たない法人であるとき。

ト 第五十二条第一項若しくは第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の

二の登録を取り消され、第六十条の八の規定により第六十条第一項の許可を取り消され、若しくは

第六十六条の二十第一項の規定により第六十六条の登録を取り消され、又は本店若しくは取引所取

引店が所在する国において受けている登録等がこの法律に相当する外国の法令の規定により取り消

され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

チ 第五十九条の四第一項第二号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

リ 他に行つている事業が公益に反すると認められる者であるとき。

又 役員、取引所取引店所在国における代表者又は国内における代表者のうちに第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある法人であるとき。

ル 取引所取引業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるとき。

二 許可申請者の本店及び取引所取引店の所在するいずれかの国の第百八十九条第一項に規定する外国金融商品取引規制当局の同条第二項第一号の保証がないとき。

三 許可申請者の取引所取引店が加入している外国金融商品取引市場開設者と当該許可申請者が取引参加者となる金融商品取引所との間で情報の提供に関する取決め締結その他の当該金融商品取引所によるこの法律及びこの法律に基づく命令又は定款その他の規則により認められた権能を行使するため

の措置が講じられていないとき。

四 許可申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

2 内閣総理大臣は、第六十条第一項の許可を拒否しようとするときは、許可申請者に通知して、当該職員に、当該許可申請者につき審問を行わせなければならない。

3 内閣総理大臣は第六十条第一項の許可をし、又はしないこととしたときは、書面により、その旨を許可申請者に通知しなければならない。

(職務代行者)

第六十条の四 内閣総理大臣は、第六十条第一項の許可を受けた外国証券業者（以下「取引所取引許可業者」という。）の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該取引所取引許可業者は、国内における代表者が欠ける前における当該国内における代表者の住所地において、その登記をしなければならない。



るのは「毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに」と、「当該事業年度」とあるのは「当該期間」と読み替えるものとする。

(取引所取引許可業者の解散等の場合の許可の効力)

第六十条の七 取引所取引許可業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、第六十条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、その国内における代表者又は代表者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(取引所取引許可業者に対する監督上の処分)

第六十条の八 内閣総理大臣は、取引所取引許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該取引所取引許可業者の第六十条第一項の許可を取り消し、六月以内の期間を定めて取引所取引業務の全部又は一部の停止を命じ、取引所取引業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができらる。

一 第六十条の三第一項第一号イ、ロ若しくはニからへまで、ト(外国の法令の規定に係る部分に限る。)、チ、リ若しくはル、第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

- 二 不正の手段により第六十条第一項の許可を受けたとき。
- 三 取引所取引業務又はこれに付随する業務に関し法令（外国の法令を含む。）又は当該法令に基づく行政官庁の処分違反したとき（第四十六条の六第二項の規定に違反したときを除く。）。
- 四 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。
- 五 第六十条第一項の許可に付した条件に違反したとき。
- 2 内閣総理大臣は、取引所取引許可業者の国内における代表者（国内に事務所その他の施設がある場合にあつては、当該施設に駐在する役員を含む。）が、第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は前項第三号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、取引所取引許可業者に対して、当該国内における代表者の解任又は解職を命ずることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により第六十条第一項の許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合には、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をすることとしたときには、書面により、その旨を取引所取引許可業者に通知しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(取引所取引業務休止の場合の許可の取消し)

第六十条の九 内閣総理大臣は、取引所取引許可業者が正当な理由がないのに、取引所取引業務を行うことができないこととなつた日から三月以内に業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したときは、当該取引所取引許可業者の第六十条第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を取引所取引許可業者に通知しなければならない。

(残務の結了)

第六十条の十 取引所取引許可業者が解散したとき、又は取引所取引業務を廃止したときは、取引所取引を結了する目的の範囲内において、当該取引所取引許可業者は、なお第六十条第一項の許可を受けているものとみなす。

(報告の徴取及び検査)

第六十条の十一 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者若しくは当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者に対し当該取引所取引許可業者の取引所取引業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該取引所取引許可業者の取引所取引業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査（当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者にあつては、当該取引所取引許可業者の業務又は財産に関し必要なものに限る。）をさせることができる。

（裁判所の調査依頼）

第六十条の十二 裁判所は、取引所取引許可業者（第六十条の十の規定により第六十条第一項の許可を受けているものとみなされる者を含む。）の国内における清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。



3 前条の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合に  
いて準用する。

(取引所取引業務の規制)

第六十条の十三 第三十六条、第三十六条の三、第三十八条(第六号に係る部分に限る。)及び第四十条  
(第二号に係る部分に限る。)の規定は、取引所取引許可業者の取引所取引業務について準用する。

第四款 外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者

第六十一条 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人で外国において投資助言  
業務を行う者(第二十九条の登録を受けた者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、金融商品取引業  
者のうち投資運用業を行う者その他政令で定める者のみを相手方として投資助言業務を行うことができ  
る。

2 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業(第二条第八項第十二号に掲げる行  
為を投資一任契約に基づき行う業務に限る。以下この項において同じ。)を行う者(第二十九条の登録  
を受けた者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者その

他政令で定める者のみを相手方として投資運用業を行うことができる。

3 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業（第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。）を行う者（第二十九条の登録を受けた者を除く。）は、同条の規定にかかわらず、金融商品取引業者のうち投資運用業を行う者その他政令で定める者のみを相手方として投資運用業（同号に掲げる行為を行う業務に限る。）を行うことができる。この場合において、第六十三条第二項の規定は、適用しない。

#### 第五款 情報収集のための施設の設置

第六十二条 外国証券業者（有価証券関連業と密接な関係を有する業を行う者で内閣府令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）又は外国で投資助言業務若しくは投資運用業を行う者（第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、有価証券及び有価証券に係る金融指標の市場に関する情報の収集及び提供その他金融商品取引等に関連のある業務で内閣府令で定めるものを行うため、国内において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合（他の目的をもつて設置している施設において当該業務を行おうとする場合を含む。）には、あらかじめ、当該業

務の内容、当該施設の所在の場所その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、外国証券業者又は外国で投資助言業務若しくは投資運用業を行う者に対し前項の業務に関する報告又は資料の提出を命ずることができる。

3 外国証券業者又は外国で投資助言業務若しくは投資運用業を行う者は、第一項の施設若しくは業務を廃止したとき、又は同項の規定により届け出た事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

#### 第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例

##### (適格機関投資家等特例業務)

第六十三条 次の各号に掲げる行為については、第二十九条及び第三十三条の二の規定は、適用しない。

一 適格機関投資家等（適格機関投資家以外の者で政令で定めるもの（その数が政令で定める数以下の場合に限る。）及び適格機関投資家をいう。以下この条において同じ。）で次のいずれにも該当しな

い者を相手方として行う第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に係る私募（適格機関投資家等（次のいずれにも該当しないものに限る。）以外の者が当該権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものに限る。）

イ その発行する資産対応証券（資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を適格機関投資家以外の者が取得している特定目的会社（同条第三項に規定する特定目的会社をいう。）

ロ 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る匿名組合契約（商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）で、適格機関投資家以外の者を匿名組合員とするものの営業者又は営業者になろうとする者

ハ イ又はロに掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

二 第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（同一の出資対象事業（同項第五号に規定する出資対象事業をいう。）に係る当該権利を有する者が適格機関投資家等（前号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）のみであるものに限る。）を有する適格機関投資家等から出資され、又は拠

出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含む。）の運用を行う同条第八項第十五号に掲げる行為

2 適格機関投資家等特例業務（前項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。以下同じ。）を行う者（金融商品取引業者等を除く。）は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名
- 二 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額
- 三 法人であるときは、役員の氏名又は名称
- 四 政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
- 五 業務の種別（前項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。）
- 六 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 七 他に事業を行つているときは、その事業の種類
- 八 その他内閣府令で定める事項

3 前項の規定に基づき届出を行つた者（以下「特例業務届出者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務を行う場合においては、当該特例業務届出者を金融商品取引業者とみなして、第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条並びにこれらの規定に係る第八章の規定を適用する。

5 内閣総理大臣は、特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務として開始した第一項第二号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなつたとき（適格機関投資家等（同項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。）以外の者が同項第二号に規定する権利を有することとなつたときに限る。次項において同じ。）は、当該特例業務届出者に対し三月以内の期間を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

6 特例業務届出者は、適格機関投資家等特例業務として開始した第一項第二号に掲げる行為に係る業務が適格機関投資家等特例業務に該当しなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

7 内閣総理大臣は、特例業務届出者の業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該特例業務届出者、これと取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者に対し第二項の届出に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う特例業務届出者の業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該特例業務届出者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、第二項の届出に関して質問させ、又は当該特例業務届出者の書類その他の物件の検査（同項の届出に關し必要なものに限る。）をさせることができる。

（特例業務届出者の地位の承継等）

第六十三条の二 特例業務届出者が適格機関投資家等特例業務に係る事業の全部を譲渡したとき、又は特例業務届出者について合併、分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、

分割により当該事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）は、当該者が金融商品取引業者等である場合を除き、その特例業務届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により特例業務届出者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特例業務届出者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 適格機関投資家等特例業務を休止し、又は再開したとき。
- 二 適格機関投資家等特例業務を廃止したとき。
- 三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

4 特例業務届出者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。



(金融商品取引業者等が適格機関投資家等特例業務を行う場合)

第六十三条の三 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者等(第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。)は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣にその旨及び第六十三条第二項第五号に規定する業務の種別を届け出なければならない。

2 第六十三条第五項及び第六項並びに前条第三項の規定は、前項の規定による届出を行った金融商品取引業者等について準用する。この場合において、これらの規定中「特例業務届出者」とあるのは、「金融商品取引業者等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 金融商品取引業者等が次の各号に掲げる業務を行う場合においては、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 第六十三条第一項第一号に掲げる行為を行う業務 第二節第一款(第三十八条(第一号に係る部分に限る。))及び第三十九条を除く。)の規定

二 第六十三条第一項第二号に掲げる行為を行う業務 第二節第一款(第三十八条(第一号に係る部分

に限る。)及び第三十九条を除く。)及び第三款の規定

(政令への委任)

第六十三条の四 この節に定めるもののほか、適格機関投資家等特例業務に係る届出の手續その他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第七節 外務員

(外務員の登録)

第六十四条 金融商品取引業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために次に掲げる行為を行う者(以下「外務員」という。)の氏名、生年月日その他内閣府令で定める事項につき、内閣府令で定める場所に備える外務員登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録を受けなければならない。

一 有価証券(第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)に係る次に掲げる行為

イ 第二条第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号及び第九号に掲げる行為

ロ 次に掲げる行為

- (1) 売買又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理の申込みの勧誘
- (2) 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理の申込みの勧誘
- (3) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

二 次に掲げる行為

イ 第二条第八項第四号、第六号及び第十号に掲げる行為

ロ 店頭デリバティブ取引等の申込みの勧誘

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2 金融商品取引業者等は、前項の規定により当該金融商品取引業者等が登録を受けた者以外の者に外務員の職務（同項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行わせてはならない。

3 第一項の規定により登録を受けようとする金融商品取引業者等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 登録申請者の商号、名称又は氏名
- 二 登録申請者が法人であるときは、その代表者の氏名
- 三 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項
  - イ 氏名及び生年月日
  - ロ 役員又は使用人の別
  - ハ 外務員の職務を行つたことの有無並びに外務員の職務を行つたことのある者については、その所属していた金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及びその行つた期間
  - ニ 金融商品仲介業を行つたことの有無及び金融商品仲介業を行つたことのある者については、その行つた期間
- 四 その他内閣府令で定める事項
- 4 前項の登録申請書には、登録を受けようとする外務員に係る履歴書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により

登録を拒否する場合を除くほか、直ちに第一項に定める事項を登録原簿に登録しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の登録をしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六十四条の二 内閣総理大臣は、登録の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十九条の四第一項第二号イからトまでに掲げる者

二 第六十四条の五第一項の規定により外務員の登録を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

三 登録申請者以外の金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者に所属する外務員として登録されている者

四 第六十六条の規定により登録されている者

2 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を拒否しようとするときは、登録申請者に通知して、当該職員に、当該登録申請者につき審問を行わせなければならない。

3 内閣総理大臣は、前条第一項の登録を拒否することとしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(外務員の権限)

第六十四条の三 外務員は、その所属する金融商品取引業者等に代わつて、第六十四条第一項各号に掲げる行為に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。

2 前項の規定は、相手方が悪意であつた場合においては、適用しない。

(登録事項の変更等の届出)

第六十四条の四 金融商品取引業者等は、第六十四条第一項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第六十四条第三項第三号イ又はロに掲げる事項に変更があつたとき。

- 二 第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつたとき。

(外務員に対する監督上の処分)

第六十四条の五 内閣総理大臣は、登録を受けている外務員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消し、又は二年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができ。

- 一 第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつたとき、又は登録の當時既に第六十四条の二第一項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。

- 二 金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為を行う業務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるとき。

- 三 過去五年間に次条第三号の規定により登録を抹消された場合において、当該登録を受けていた間の行為（当該過去五年間の行為に限る。）が前号に該当していたことが判明したとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規

定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の抹消)

第六十四条の六 内閣総理大臣は、次に掲げる場合においては、登録原簿につき、外務員に関する登録を抹消する。

- 一 前条第一項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
- 二 外務員の所属する金融商品取引業者等が解散し、又は金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為を行う業務を廃止したとき。
- 三 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなつた事実が確認されたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定めるとき。

(登録事務の委任)

第六十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会（認可金融商品取引業協会又は



第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会をいう。以下この節において同じ。）に、第六十四条、第六十四条の二及び前三条に規定する登録に関する事務（以下この条及び第六十四条の九において「登録事務」という。）であつて当該協会に所属する金融商品取引業者等の外務員に係るものを行わせることができる。

2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない金融商品取引業者等の外務員に係る登録事務（第六十四条の五に係るものを除く。）を一の協会を定めて行わせることができる。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定により協会に登録事務を行わせることとしたときは、当該登録事務を行わないものとする。

4 協会は、第一項又は第二項の規定により登録事務を行うこととしたときは、その定款において外務員の登録に関する事項を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により登録事務を行う協会は、第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分（登録の取消しを除く。）又は前条の規定による登録の抹消をした場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞な

く、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

6 第一項又は第二項の規定による登録事務を行う協会が二以上ある場合には、各協会は、当該登録事務の適正な実施を確保するため、協会相互間の情報交換を促進するとともに、他の協会に対し、必要な協力及び情報の提供をしよう努めるものとする。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融商品取引業者等の外務員が第六十四条の五第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するにもかかわらず、当該協会が同項に規定する措置をしない場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、同項に規定する措置をすることを命ずることができる。

8 内閣総理大臣は、前項の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(登録手数料)

第六十四条の八 外務員の登録を受けようとする金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより、登録手数料を国（前条第一項又は第二項の規定により協会に登録する場合にあつては、協会）に納めなけ

ればならない。

2 前項の手数料で協会に納められたものは、当該協会の収入とする。

(登録事務についての審査請求)

第六十四条の九 第六十四条の七第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融商品取引業者等は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

#### 第八節 雑則

(職務代行者)

第六十五条 内閣総理大臣は、金融商品取引業者等（外国法人に限る。以下この条において同じ。）の内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行うべき者（次項において「職務代行者」という。）を選任することができる。この場合において、当該金融商品取引

業者等は、国内における主たる営業所又は事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により職務代行者を選任したときは、金融商品取引業者等に対し、当該職務代行者に相当額の報酬を支払うべき旨を命ずることができる。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たつての技術的読替え等)

- 第六十五条の二 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合において、この法律の規定の適用に当たつての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(裁判所の調査依頼)

- 第六十五条の三 裁判所は、金融商品取引業者（第五十六条第一項の規定により金融商品取引業者とみなされる者を含む。）の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第五十六条の二第一項の規定は、第一項の規定により内閣総理大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

(内閣府令への委任)

第六十五条の四 第三十四条の五及び第六十三条の四に定めるもののほか、第二十九条から前条までの規定を実施するための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(適用除外)

第六十五条の五 第二十九条の規定にかかわらず、信託会社（信託業法第二条第四項に規定する管理型信託会社を除く。次項及び第五項において同じ。）、外国信託会社（同法第二条第七項に規定する管理型外国信託会社を除く。次項及び第五項において同じ。）又は同法第五十条の二第一項の登録を受けた者は、第二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。）又はその代理若しくは媒介（次項において「信託受益権の売買等」という。）を業として行うことができる。

2 信託会社、外国信託会社又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者が前項の規定により信託

受益権の売買等を業として行う場合においては、これらの者を金融商品取引業者とみなして、第三十四条から第三十四条の五まで、第三十六条、第三十六条の二第一項（同法第五十条の二第一項の登録を受けた者が信託受益権の売買等を業として行う場合に限る。）、第三十六条の三、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の二、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十五条第一号及び第二号、第四十七条から第四十七条の三まで、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第五十六条の二第一項、第九十条並びに第九十四条の五第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第五十二条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第六号又は第九号」と、「当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて」とあるのは「六月以内の期間を定めて」と、同条第二項中「第二十九条の登録当時既に同号イからトまでのいずれかに該当していたことが判明したとき、又は前項第六号若しくは第八号から第十号までのいずれか」とあるのは「又は前項第六号若しくは第九号」とする。

3 独立行政法人住宅金融支援機構、中小企業金融公庫又は公営企業金融公庫（次項において「機構等」

という。)が、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第二十二條、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百二十八号)第二十五條の四第一項又は公營企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)第二十六條の三第一項の規定による第二條第一項第十四号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券(同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。)に表示される権利又は同條第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利の販売(次項において「信託受益権の販売」という。)を行う場合には、第二十九條の規定は、適用しない。

4 機構等が信託受益権の販売を行う場合においては、当該機構等を金融商品取引業者とみなして、第三十四條から第三十四條の五まで、第三十六條、第三十七條(第一項第二号を除く。)、第三十七條の三(第一項第二号を除く。)、第三十七條の四、第三十七條の六、第三十八條、第三十九條、第四十條並びに第四十五條第一号及び第二号の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

5 この章の規定は、信託会社、外国信託会社、信託業法第五十條の二第一項の登録を受けた者、同法第五十一條第二項の規定による届出をした者又は同法第五十二條第一項の登録を受けた者が第二條第八項第十四号又は第十五号に掲げる行為(これらの規定の金銭その他の財産を信託財産として所有して行う

ものに限る。)を行う場合には、適用しない。

(金融商品取引業者等の自主的努力の尊重)

第六十五条の六 内閣総理大臣は、金融商品取引業者等、取引所取引許可業者又は第五十九条第一項の許可を受けた外国証券業者を監督するに当たつては、業務の運営についての金融商品取引業者等、取引所取引許可業者又は第五十九条第一項の許可を受けた外国証券業者の自主的努力を尊重するよう配慮しなければならない。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 金融商品仲介業者

第六十六条の二に見出しとして「(登録)」を付し、同条中「証券会社、外国証券会社」を「第一種金融商品取引業(第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この章において同じ。)」を行う者」に改め、「(外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者を含む。)」を削り、「第二十八条」を「第二十九条」に、「証券仲介業を営む」を「金融商品仲介業を行う」に改め、第三章の二第一節中同条を第六十六条とする。



第六十六条の三に見出しとして「(登録の申請)」を付し、同条第一項第三号中「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に改め、同項第四号中「証券会社、外国証券会社」を「金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業(第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号八において同じ。))を行う者に限る。」に、「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に改め、同項第五号中「営んで」を「行つて」に改め、同条第二項第一号中「第六十六条の五第一号」を「第六十六条の四第一号」に改め、同項第二号中「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条を第六十六条の二とする。

第六十六条の四に見出しとして「(登録簿への登録)」を付し、同条第一項中「第六十六条の二」を「第六十六条」に、「証券仲介業者登録簿」を「金融商品仲介業者登録簿」に改め、同条第二項中「証券仲介業者登録簿」を「金融商品仲介業者登録簿」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十六条の三とする。

第六十六条の五に見出しとして「(登録の拒否)」を付し、同条第一号中「第二十八条の四第一項第九号イ」を「第二十九条の四第一項第二号イ」に改め、同条第二号イ中「第二十八条の四第一項第十一号

イ」を「第二十九条の四第一項第一号イ」に改め、同号口中「第二十八条の四第一項第九号イ」を「第二十九条の四第一項第二号イ」に改め、同条第三号中「営んで」を「行つて」に改め、同条第四号中「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に改め、同条第五号中「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に、「協会」を「協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会をいう。）」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）

第六十六条の五を第六十六条の四とする。

第六十六条の六に見出しとして「（変更の届出）」を付し、同条第一項中「証券仲介業者は、第六十六条の三第一項各号」を「金融商品仲介業者は、第六十六条の二第一項各号」に改め、同条第二項中「証券仲介業者登録簿」を「金融商品仲介業者登録簿」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「証券仲介業者は、第六十六条の三第二項第二号」を「金融商品仲介業者は、第六十六条の二第二項第二号」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十六条の五とし、第三章の二第一節中同条の次に次の一条を加える。

(商号等の使用制限)

第六十六条の六 金融商品仲介業者でない者は、金融商品仲介業者という商号若しくは名称又はこれに紛らわしい商号若しくは名称を用いてはならない。

第六十六条の七を削る。

第六十六条の八に見出しとして「(顧客に対する誠実義務)」を付し、同条中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、第三章の二第二節中同条を第六十六条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

(標識の掲示)

第六十六条の八 金融商品仲介業者は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融商品仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第六十六条の九に見出しとして「(名義貸しの禁止)」を付し、同条中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「証券仲介業を営ませては」を「金融商品仲介業を行わせては」に改める。

第六十六条の二十四に見出しとして「(内閣府令への委任)」を付し、同条中「第六十六条の二」を「第六十六条」に改め、「その執行について」を削り、第三章の二第五節中同条を第六十六条の二十六とする。

第六十六条の二十三に見出しとして「(準用)」を付し、同条中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同条を第六十六条の二十五とする。

第六十六条の二十二に見出しとして「(所属金融商品取引業者等の賠償責任)」を付し、同条中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に、「証券仲介業に」を「金融商品仲介業に」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に、「証券仲介行為」を「金融商品仲介行為」に改め、同条を第六十六条の二十四とする。

第六十六条の二十一に見出しとして「(準用)」を付し、同条中「第六十二条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第六十六条の二」を「第六十六条」に、「第六十二条第二項」を「第五十七条第二項」に、「第六十三条」を「第六十五条の六」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、第三章の二第四節中同条を第六十六条の二十三とする。

第六十六条の二十に見出しとして「(報告の徴取及び検査)」を付し、同条中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「証券仲介業務」を「金融商品仲介業務」に改め、同条を第六十六条の二十二とする。

第六十六条の十九に見出しとして「(登録の抹消)」を付し、同条中「第六十六条の十七第二項」を「第六十六条の十九第二項」に、「第六十六条の二」を「第六十六条」に改め、同条を第六十六条の二十一とする。

第六十六条の十八に見出しとして「(監督上の処分)」を付し、同条第一項中「証券仲介業者が」を「金融商品仲介業者が」に、「証券仲介業者の第六十六条の二」を「金融商品仲介業者の第六十六条」に改め、同項第一号中「第六十六条の五第一号」を「第六十六条の四第一号」に、「第二十八条の四第一項第十一号イ」を「第二十九条の四第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第六十六条の二」を「第六十六条」に改め、同項第三号中「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に改め、同条第二項中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「第二十八条の四第一項第九号イ」を「第二十九条の四第一項第二号イ」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十六条の二十とする。

第六十六条の十七に見出しとして「(廃業等の届出等)」を付し、同条第一項中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同項第一号中「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に、「含む。」を「含む。」に、「個人」を「金融商品仲介業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした個人」に改め、同項第二号中「個人」を「金融商品仲介業者である個人」に、「とき。」を「とき」に改め、同項第三号中「法人が」を「金融商品仲介業者である法人が」に、「とき。」を「とき」に改め、同項第四号及び第五号中「法人」を「金融商品仲介業者である法人」に、「とき。」を「とき」に改め、同条第二項中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に、「第二十八条」を「第二十九条」に、「若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録」を「(当該登録を受けた金融商品取引業者が第一種金融商品取引業を行うものに限る。)」に、「第六十六条の二」を「第六十六条」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十六条の十九とする。

第六十六条の十六に見出しとして「(説明書類の縦覧)」を付し、同条中「証券仲介業者は、所属証券会社等」を「金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、所属金融商品取引業者等」に、「所属証券会社等が第五十条」を「所属金融商品取引業者等が第四十六条の四又は第四十九条の三」に改め、

「規定（）」の下に「当該所属金融商品取引業者等が登録金融機関である場合には、」を加え、「を含む。」を削り、「証券仲介業を」を「金融商品仲介業を」に改め、第三章の二第三節中同条を第六十六条の十八とする。

第六十六条の十五に見出しとして「（事業報告書の提出等）」を付し、同条第一項中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「証券仲介業に」を「金融商品仲介業に」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、前項の報告書に記載されている事項のうち投資者の保護に必要と認められるものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、これを金融商品仲介業を行うすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

第六十六条の十五を第六十六条の十七とし、第三章の二第三節中同条の前に次の一条を加える。

（業務に関する帳簿書類）

第六十六条の十六 金融商品仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、金融商品仲介業に関する帳簿

書類を作成し、これを保存しなければならない。

第六十六条の十四に見出しとして「(損失補てん等の禁止等に関する金融商品取引業者等に係る規定の準用)」を付し、同条中「第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条」を「第三十八条の二、第三十九条第一項、第三項及び第五項並びに第四十条」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「第四十二条の二第二項」を「第三十九条第二項」に、「当該証券会社」を「当該金融商品取引業者等」に、「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に改め、第三章の二第二節中同条を第六十六条の十五とする。

第六十六条の十三に見出しとして「(禁止行為)」を付し、同条中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同条第一号中「証券仲介業に関連し」を「金融商品仲介業に関連し」に改め、同号イ中「第四十二条第一項第一号、第二号又は第七号」を「第三十八条第一号」に改め、同号ハを削り、同号ロ中「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第二項に規定する投資顧問業を営む」を「投資助言業務(第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。ハにおいて同じ。)を行う」に、「当該投資顧問業」を「当該投資助言業務」に改め、「(有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取



引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。）」を削り、「同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を営む」を「投資運用業を行う」に、「業務に基づいて顧客のために行う」を「投資運用業に係る運用として行う」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第三十八条第二号から第五号までに該当する行為

第六十六条の十三第一号二中「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に、「営む」を「行う」に改め、同号ホ中「金銭を貸し付けること」を「金銭の貸付けその他信用の供与をすること」に改め、「行為」の下に「（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして内閣府令で定めるものを除く。）」を加え、同条第二号及び第三号中「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に改め、同条を第六十六条の十四とする。

第六十六条の十二に見出しとして「（金銭等の預託の禁止）」を付し、同条中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に改め、同条を第六十六条の十三とする。

第六十六条の十一に見出しとして「(金融商品仲介業者に係る制限)」を付し、同条中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者(金融商品取引業者である者を除く。)」に、「証券仲介業の顧客に対し所属証券会社等」を「金融商品仲介業の顧客を相手方とし、所属金融商品取引業者等」に、「証券仲介行為」を「金融商品仲介行為」に改め、同条ただし書を削り、同条を第六十六条の十二とする。

第六十六条の十に見出しとして「(商号等の明示)」を付し、同条中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「証券仲介行為」を「金融商品仲介行為」に改め、同条第一号及び第二号中「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に改め、同条第三号中「第六十六条の十二」を「第六十六条の十三」に改め、同条を第六十六条の十一とし、第六十六条の九の次に次の一条を加える。

(広告等の規制)

第六十六条の十 金融商品仲介業者は、その行う金融商品仲介業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名

二 金融商品仲介業者である旨及び当該金融商品仲介業者の登録番号

三 当該金融商品仲介業者の行う金融商品仲介業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 金融商品仲介業者は、その行う金融商品仲介業に関して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

第四章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

#### 第四章 金融商品取引業協会

##### 第一節 認可金融商品取引業協会

第六十七条に見出しとして「(認可協会の目的)」を付し、同条第一項中「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に、「協会」を「認可協会」に、「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならし

め、かつ、」を「及びデリバティブ取引等を公正かつ円滑にし、並びに金融商品取引業の健全な発展及び」に改め、同条第二項中「協会は」を「認可協会は」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第七十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に、「円滑ならしめ、」を「円滑にし、有価証券の」に改め、「(協会員)」の下に「(認可協会の会員をいう。以下この節において同じ。)」を加え、同項に項番号を付し、同条第三項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項を次のように改める。

4 認可協会でない者は、その名称中に、認可金融商品取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第四章第一節中第六十七条の前に次の款名を付する。

#### 第一款 設立及び業務

第六十八条に見出しとして「(設立の認可)」を付し、同条第一項中「協会」を「認可協会」に、「証券会社(外国証券会社を含む。次項において同じ。)」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「証券会社」を「金融商品取引業者」に、「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第

三項中「営業として第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について同項各号に定める行為」を「登録金融機関業務」に、「並びに第七十九条の六第一項及び第二項」を、「第六十八条第一項及び第二項、第七十八条第一項、第七十九条の七第一項並びに第七十九条の十一」に、「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十七条の二とする。

第六十九条に見出しとして「(認可申請書の提出)」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条を第六十七条の三とする。

第七十条に見出しとして「(認可申請書の審査)」を付し、同条第一項第一号中「並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等」を「及びデリバティブ取引等」に、「円滑ならしめ、並びに」を「円滑にし、並びに金融商品取引業を健全に発展させるとともに、」に改め、同項第二号中「協会」を「認可協会」に改め、同条第二項第二号中「第二十八条の四第一項第九号イ」を「第二十九条の四第一項第二号イ」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十七条の四とする。

第七十一条に見出しとして「(認可申請者の審問及び通知)」を付し、同条第一項中「第六十九条第一

項」を「第六十七条の三第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条第二項」を「第六十七条の二第二項」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十七条の五とする。

第七十二条に見出しとして「(認可の取消し)」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に、「第七十条第二項各号」を「既に第六十七条の四第二項各号」に、「を発見した」を「が判明した」に改め、同条を第六十七条の六とする。

第七十三条に見出しとして「(営利追求の禁止)」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に、「営んでは」を「行つては」に改め、同条を第六十七条の七とする。

第七十四条に見出しとして「(定款の必要的記載事項)」を付し、同条第一項中「協会の」を「認可協会の」に、「協会に」を「認可協会に」に改め、同項第九号中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に、「この章」を「この節」に改め、同項第十一号中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に、「第七十九条の十六の二」を「第七十七条の二」に改め、同項第十二号及び第十四号中「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同条第二項中「協会」を「認可協会」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「協会」を「認可協会」に、「第六十九

条第一項第二号」を「第六十七条の三第一項第二号」に、「第七十六条」を「第六十七条の十二」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十七条の八とし、同条の次に次の二条を加える。

(代表者等の不法行為能力)

第六十七条の九 認可協会は、会長又は理事がその職務を行うことについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

(認可協会の住所)

第六十七条の十 認可協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十五条に見出しとして「(店頭売買有価証券登録原簿への登録)」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第六十七条の十一とする。

第七十六条に見出しとして「(規則の認可)」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に改め、同条を第六十七条の十二とする。

第七十七条に見出しとして「(登録等の届出)」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に、「第七十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に改め、同条を第六十七条の十三とする。

第七十八条に見出しとして「(株券等の登録命令)」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に、「第二条第一項第十号の三」を「第二条第一項第二十号」に、「第百十一条」を「第百二十五条」に、「第十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に改め、同条を第六十七条の十四とする。

第七十八条の二に見出しとして「(登録取消し等の命令)」を付し、同条第一項中「協会」を「認可協会」に、「第七十六条第一号」を「第六十七条の十二第一号」に、「第七十五条第一項」を「第六十七条の十一第一項」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条を第六十七条の十五とする。

第七十八条の三に見出しとして「(売買の停止等の届出)」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に改め、同条を第六十七条の十六とする。

第七十九条に見出しとして「(売買停止命令等)」を付し、同条第一項中「協会」を「認可協会」に改め、同条第二項中「当該発行者」を「前項の発行者」に改め、同項に項番号を付し、同条を第六十七条の十七とする。

第七十九条の二に見出しとして「(認可協会への報告)」を付し、同条中「協会の」を「認可協会の」に、「協会に」を「認可協会に」に改め、同条第四号中「取扱有価証券の売買又は」を「取扱有価証券



(当該認可協会がその規則において、売買その他の取引の勧誘を行うことを禁じていない株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券(金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。)をいう。以下同じ。)の売買又は」に改め、同条第七号中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「以下第七十九条の四」を「以下この条から第七十八条の五」に、「取引所有価証券市場外」を「取引所金融商品市場外」に改め、同条第八号中「取引所有価証券市場外」を「取引所金融商品市場外」に改め、同条を第六十七条の十八とする。

第七十九条の三に見出しとして「(売買高、価格等の通知等)」を付し、同条中「協会は」を「認可協会は」に改め、「前条の」の下に「規定による」を加え、「その取扱有価証券」を「取扱有価証券」に、「取引所有価証券市場外」を「取引所金融商品市場外」に改め、同条を第六十七条の十九とする。

第七十九条の四に見出しとして「(売買高、価格等の報告)」を付し、同条中「協会」を「認可協会」に、「その取扱有価証券」を「取扱有価証券」に、「取引所有価証券市場外」を「取引所金融商品市場外」に改め、同条を第六十七条の二十とする。

第七十九条の五及び第四章第二節の節名を削る。

第七十九条の六に見出しとして「(協会の資格及び認可協会への加入の制限)」を付し、同条第一項中「協会の」を「認可協会の」に、「証券会社(外国証券会社を含む。次項において同じ。)」を「金融商品取引業者」に改め、同条第二項中「協会は」を「認可協会は」に、「証券会社は」を「金融商品取引業者は」に改め、同項ただし書中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改め、「特別の」を削り、同項に項番号を付し、同条第三項中「協会は」を「認可協会は」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「協会は」を「認可協会は」に、「協会の」を「認可協会の」に、「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に、「証券仲介業者」を「金融商品仲介業者」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「協会は」を「認可協会は」に、「協会若しくは証券取引所」を「認可協会若しくは金融商品取引所」に、「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引等」に改め、同項に項番号を付し、同条に次の一項を加える。

6 認可協会は、協会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第七十九条の六を第六十八条とし、同条の前に次の款名を付する。